
宇都宮市新最終処分場（仮称）第2エコパーク
施設整備基本計画

平成27年5月

宇 都 宮 市

宇都宮市新最終処分場（仮称）第2エコパーク
施設整備基本計画

目 次

第1章 計画の概要	1
第1節 策定の目的	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 供用開始予定	1
第4節 建設候補地の状況	2
第2章 施設整備の基本条件	6
第1節 施設整備の基本方針	6
第2節 埋立計画	7
1 埋立対象物	7
2 埋立予定期間と埋立容量	9
3 埋立工法	10
第3節 運搬計画	10
第3章 施設計画	11
第1節 施設配置計画	11
1 施設構成	11
2 施設配置計画	12
第2節 環境保全計画	15
1 基本的な考え方	15
2 生活環境分野	15
3 自然環境分野	15
4 環境保全対策の実施	15
5 環境影響事後調査の実施	15
第3節 排水計画	17
第4節 主要施設計画	18
1 被覆施設	18
2 貯留構造物（埋立地）	20

3 遮水工	22
4 浸出水処理施設	24
5 地下水集排水施設	29
6 雨水集排水施設	29
7 浸出水集排水施設	29
8 埋立ガス処理施設	30
第5節 管理施設計画	31
1 管理棟	31
2 搬入管理施設	32
3 環境監視（モニタリング）施設	33
4 管理道路	34
第6節 関連施設計画	35
1 雨水調整池	35
2 取付道路	37
第7節 搬入ルート計画	39
第4章 事業計画	41
第1節 事業手法	41
第2節 財政計画	41
第3節 施設整備スケジュール	42
第5章 まとめ	43
添付資料	46

第1章 計画の概要

第1節 策定の目的

本計画は、平成25年3月に策定した「宇都宮市一般廃棄物処理施設基本構想」に基づき、エコパーク板戸に代わる新最終処分場（仮称）第2エコパーク（以下「（仮称）第2エコパーク」といいます。）の整備に向け、施設の規模や配置、搬入道路や環境保全計画等を定め、計画的な整備推進に資するものです。

第2節 計画の位置づけ

（仮称）第2エコパークの整備に係る施設概要等を明らかにした「宇都宮市一般廃棄物処理施設基本構想」を具体化するための計画です（図1-1）。

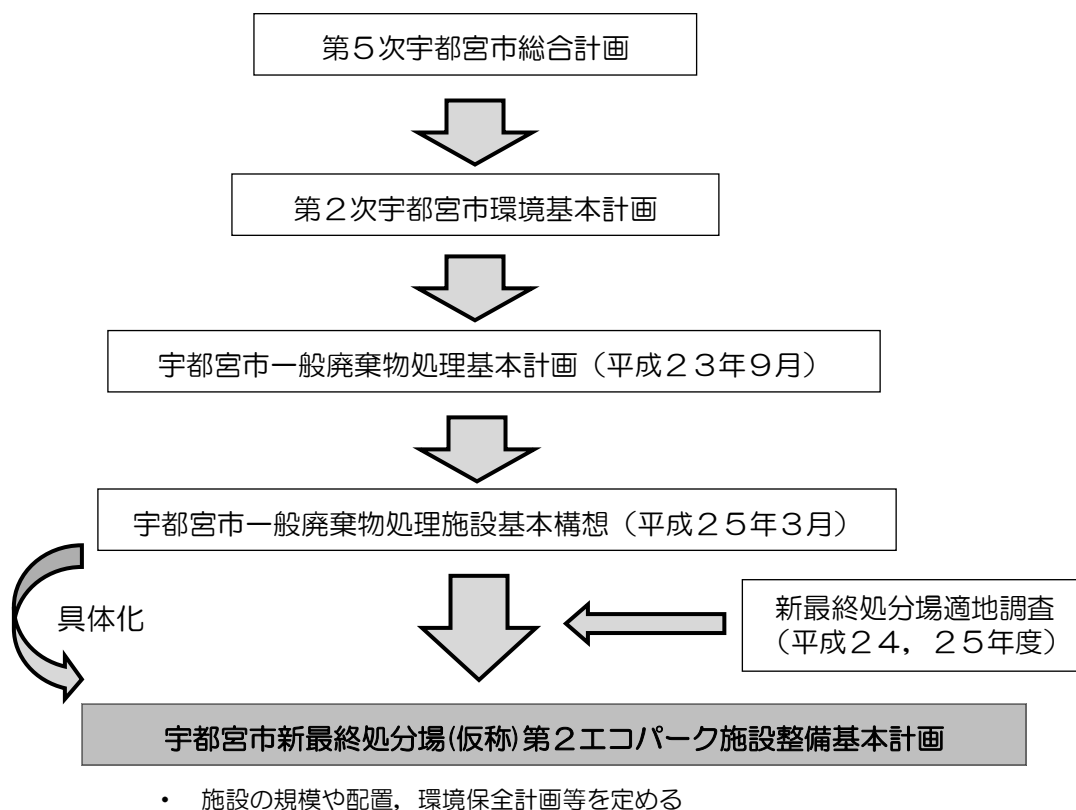


図1-1 計画の位置づけ

第3節 供用開始予定

平成31年度～

第4節 建設候補地の状況

平成24年度から25年度にかけて新最終処分場の適地調査を実施し、平成26年6月に「宇都宮市下横倉町地内」(富屋地区)を(仮称)第2エコパークの建設候補地(以下「計画地」といいます。)に選定しました(図1-2)。

(1) 地形・地質

- ・ 計画地は主に山林であり、四方を尾根、山林に囲まれ、中央部は窪んでおり、一部に沢が存在します。
- ・ 地質状況として、表層部はロームに覆われ、ローム層(1~3m)の下位に良質な岩盤(凝灰岩等)が存在しています。

(2) 周辺の土地利用状況(図1-3)

- ・ 北側には県道上横倉下岡本線(73号)が通っています。
- ・ 南西側には約200mに民家があります。
- ・ 西側には約200mに御岳山神社があり、さらに西には田川が流れています。
- ・ 東側には約500mに尾根を越えて宇都宮グリーンタウンがあります。

(3) インフラ整備状況

- ・ 上水道は、宇都宮グリーンタウン及び南西側の民家まで敷設されています。
- ・ 公共下水道は、宇都宮グリーンタウン(平成29年度敷設予定)及び日光街道(国道119号)に本管が敷設されています。
- ・ 電気は、県道73号沿いに高圧の配電線が架設されています。

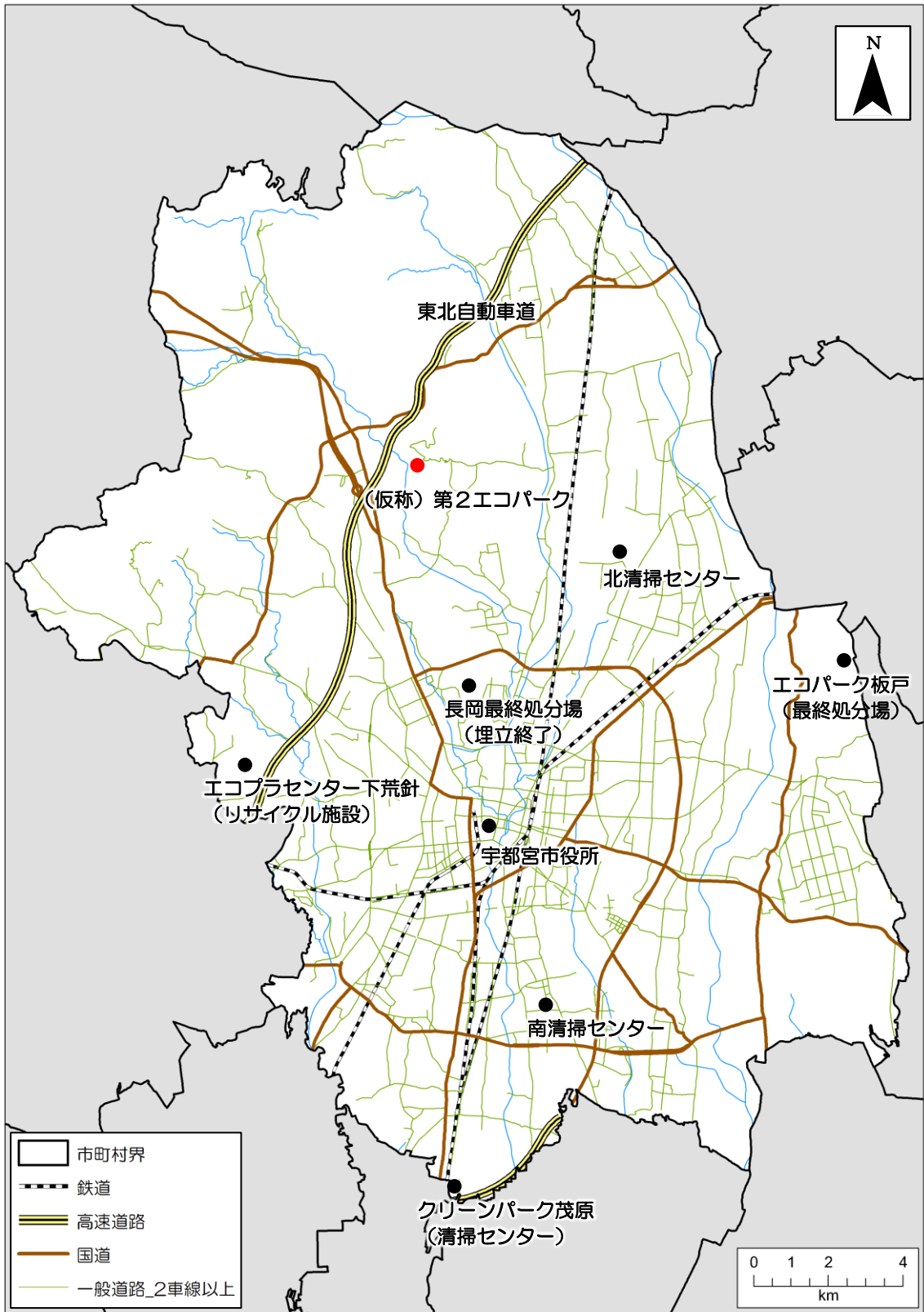


図 1-2 位置図



図 1 - 3 周辺の状況

(4) 土地利用規制等（表 1-1, 図 1-4）

- ・ 計画地及び周辺は、市街化調整区域、地域森林計画対象民有林となっています。
- ・ 周辺には、一部に土砂災害（特別）警戒区域が存在します。

表 1-1 土地利用規制等

法規制	区分	範囲
都市計画法	市街化調整区域	計画地全域
森林法	地域森林計画対象民有林	計画地全域（一部対象外）
土砂災害防止法	土砂災害（特別）警戒区域	計画地南西側民家周辺、 県道 73 号線周辺

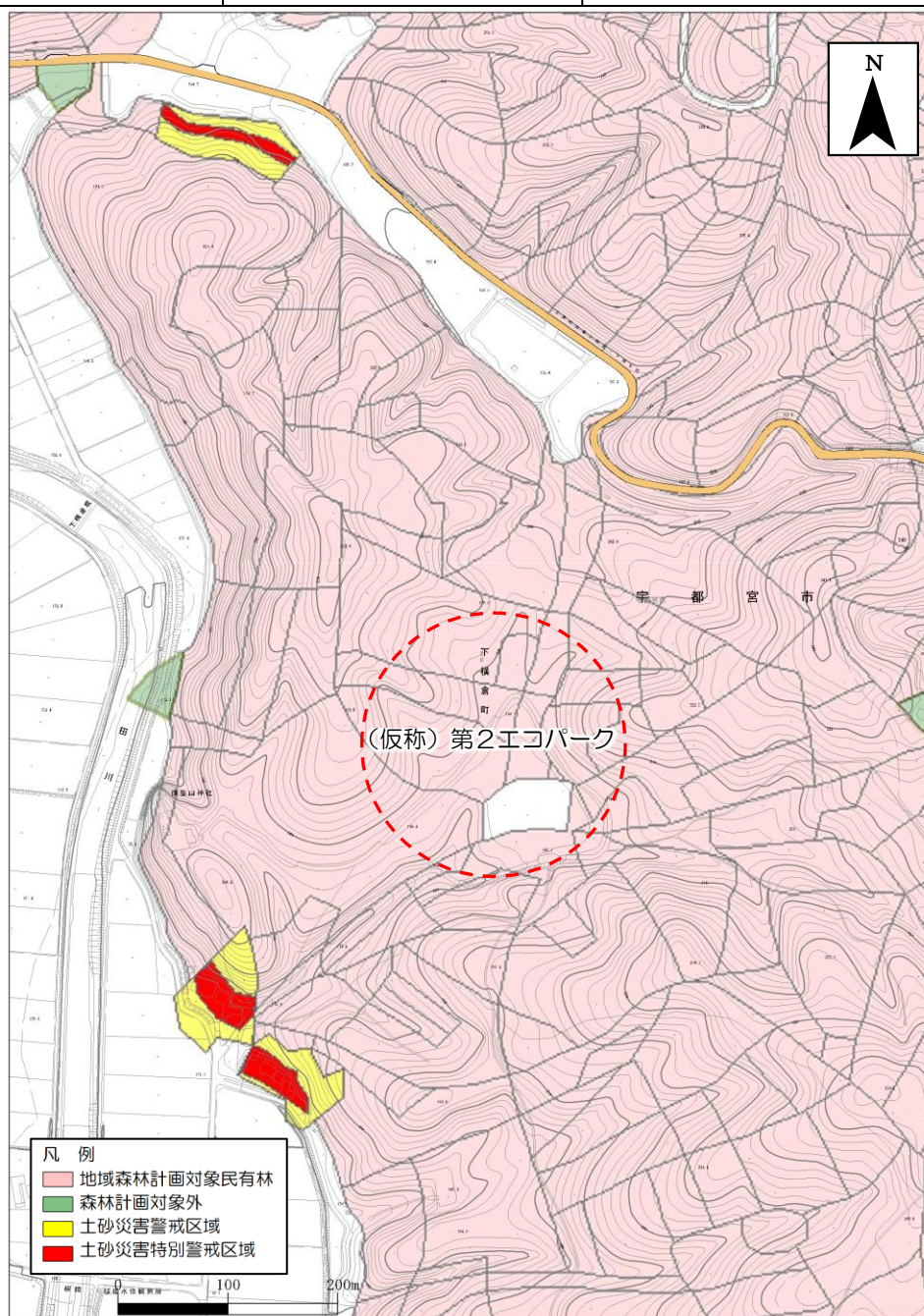


図 1-4 土地利用規制等